固形機、燃料貯蔵設備、受入装置、搬送装置、計量装置、制御装置、冷却装置、熱交換器、復水器、ガス貯蔵装置、灰処理装置、ばい煙処理装置、排ガス処理装置、蓄電装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含むものとし、磁選機等の専ら建設廃材利用のための機器を有するものを除く。）

ロ　木質バイオマス熱供給装置（バイオマスのうち木質のものを原材料とするチップ又は固形燃料を燃料として蒸気又は温水を発生させるもののうち、ボイラーの定格加熱能力が毎時百六十ギガジュール未満であるものに限り、これと一体として当該バイオマス利用装置を構成する破砕機、乾燥機、選別機、固形機、燃料貯蔵設備、受入装置、搬送装置、計量装置、制御装置、熱交換器、蓄熱機、供給導管、灰処理装置、ばい煙処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含むものとし、磁選機等の専ら建設廃材利用のための設備を有するものを除く。）

1の第六号中「河川水若しくは海水の採水設備（取水口設備、放水口設備及び取水ポンプに限る。）又は」を削り、「下水」の下に「を熱源として利用するものであって」を加え、「の採水設備（取水ポンプに限る。）並びに」を削り、「採熱用熱交換器」の下に「（下水を排除するために設けられる排水施設の暗渠である構造の部分に設置されるものに限る。）」を加え、「（採水設備）を」を「（採熱用熱交換器）に」、「管路若しくは人孔、ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置、貯水槽（下水を熱源として利用する水熱利用設備を構成するものに限る。）若しくは自動調整装置又は熱媒体を供給・回収するための導管（これと同時に設置される供給制御装置を含む。）」を「搬送ポンプ又は計量装置を含む。」に改める。

2の第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

3の第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

4を削る。

## ○国土交通省告示第五百三十一号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・三パーセント」を「〇・二パーセント」に改める。

附則第二項の表一の項、同表二の項、同表三の項及びロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・四パーセント」を「〇・二パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年三月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）なら適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

## ○国土交通省告示第五百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川大分川水系賀来川改修工事（右岸：大分県大分市大字東院字小畑地内から同市大字東院字中苑地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　大分県大分市大字東院字小畑、字五田及び字中苑地内

2　使用の部分　大分県大分市大字東院字小畑、字五田及び字中苑地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県大分市大字宮苑字諏訪平地内から同市大字宮苑字中村地内までの一級河川大分川水系賀来川（以下「賀来川」という。）左岸の延長677mの区間及び大分県大分市大字東院字小畑地内から同市大字東院字中苑地内までの賀来川右岸の延長527mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川大分川水系賀来川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川大分川水系大分川（以下「大分川」という。）の左支川である賀来川は、別府市に位置する由布山北谷を水源とし、大分市大字賀来地内で大分川に合流する幹川流路延長9.3km、流域面積55k㎡の河川である。

賀来川は、その流域に大分県の県都である大分市を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生している。平成5年9月の台風13号による洪水では、床上浸水家屋15戸及び床下浸水家屋18戸の被害が発生している。

賀来川の治水対策は、平成18年2月に大分川水系河川整備基本方針が、同年11月に大分川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定されている。整備計画では、昭和28年6月の観測史上最大規模の洪水に対応するため、基準地点である宮苑における整備目標流量を710㎥／秒としているところ、早期に公益を発揮できるよう、段階的に河川改修が実施されているところである。

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、平成5年9月に発生した洪水に相当する流量を安全に流下させることができることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年5月に任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、起業者は、本件事業の施行に当たり低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしており、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされている。

また、起業者が平成27年5月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ南日本集団、クルマヒラマキガイ及びコガタノゲンゴロウ、準絶滅危惧として掲載されているニホンイシガメ、ヒクイナ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ及びアオハダトンボその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な